

海野建設株式会社コンプライアンスに関する規定

(総則)

第1条 この規定は海野建設株式会社（以下「当社」という）におけるコンプライアンスについて規定する。

(定義)

第2条 この規定におけるコンプライアンスとは、当社が行うあらゆる活動の局面において、関連する法令・条例・契約・社内規定等、明確に文章化された社会ルール（以下法令）という）の遵守をいう。

(適用範囲)

第3条 この規定は当社の全ての役員、従業員（社員、臨時社員）に適用する。

(コンプライアンスに関する役員の責務と責任者)

第4条 役員は、この法人におけるコンプライアンス（当社又は役員等が当社の業務遂行において法令（当社の定款、規則・規程、運用基準等を含む。以下同じ。）を遵守することをいう。以下同じ。）の重要性を深く認識し、常に公平かつ公正な業務の遂行に努めなければならない。

2 代表取締役を、コンプライアンスの推進について最終責任を負う者とし、コンプライアンス体制及びその整備に関わる施策等を統括する。

(報告、連絡及び相談ルート)

第5条 役員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかに代表取締役に報告する。ただし、公益通報者保護に関する規定に基づく通報等を行った場合は、この限りでない。

(不正発生時の原因究明、処分、再発防止策と公表)

第6条 代表取締役は、コンプライアンス違反事件又はそのおそれのある事象が発生した場合は、迅速に次の対応を行う。

- (1) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析・検討
- (2) コンプライアンス違反関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (3) 原因究明に向けた分析及び検討結果並びに職員の処分及び再発防止策の公表

第7条

付則

この規定は2021年9月1日より実施する。